

議第41号	福山市指定文化財の指定の解除について……………	1
議題46号	2021年度（令和3年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び 義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について……………	3

議第41号

福山市指定文化財の指定の解除について

福山市文化財保護条例第5条の規定により、次の指定文化財の指定の解除を行う。

種 別	彫刻
名 称	木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像
員 数	3 軀
指定年月日	1993年（平成5年）12月24日
所 在	福山市草戸町1473番地 明王院 五重塔内
概 要	木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍（不動明王・愛染明王）坐像は、2020年（令和2年）3月23日に広島県指定重要文化財となった。そのため、福山市指定文化財の指定解除が適当である。

【参考】

○福山市文化財保護条例（抄）

（指定の解除）

第5条 委員会は、市指定文化財がその価値を失った場合及び国又は県の文化財に指定された場合、その他特別の理由があると認めた場合は、その指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

3 前2項の規定により指定を解除しようとするとき、又は解除したときは、前条の規定を準用する。

2020年（令和2年）8月25日

福山市教育委員会 様

福山市文化財保護審議会
会長 佐藤 昭嗣



福山市指定文化財の解除について（答申）

2020年（令和2年）5月15日付け福文第488号で諮問のありました見出しのことについて、福山市文化財保護審議会にて審議した結果、福山市重要文化財の指定を解除することを適当と認めます。

議第46号

2021年度（令和3年度）に使用する福山市立小学校，中学校及び義務教育学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について

2021年度（令和3年度）に福山市立小学校，中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書を審議の上，採択する。